

高砂市民病院ガス供給契約書（長期継続契約）（案）

高砂市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、
高砂市民病院のガス供給について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、高砂市民病院で使用するガス調達（長期継続契約）仕様書（以下「別紙仕様書」という。）及びこの契約の条項に基づき、高砂市民病院で使用するガスを供給し、発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- （1）ガスの種類 都市ガス13A
- （2）供給場所 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号 高砂市民病院
- （3）供給仕様等 別紙及び別冊「仕様書」のとおり（契約量）

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第4条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第7条の契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示するときは、この限りでない。

（契約金額）

第5条 契約金額は、各ガス供給会社により料金体系が異なることから、落札金額に係る内訳書の区分及び単価に基づき記載（各金額には消費税及び地方消費税を含む。）

（消費税法の改正に基づく改定）

第6条 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正による消費税率等の変更があった場合における契約金額は、新たな消費税法による消費税率等に基づいて算出するものと

する。

(契約期間)

第7条 契約期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとする。

(契約保証金)

第8条 受注者は、この契約による債務の不履行によって生ずる発注者の損害をてん補するため、月額平均料金（税込み）に12を乗じて得た額の10分の1以上の契約保証金を発注者に納付しなければならない。ただし、発注者において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(供給の方法)

第9条 受注者は、高砂市民病院で使用するガスを需要に応じて全量供給するものとする。

(ガスの安定供給)

第10条 受注者は、発注者に対するガスの安定供給に努めなければならない。

ガス供給者は一般ガス導管事業者と協力の上、高砂市民病院の業務に支障が生じることがないようにガスの安定供給を図ること。

(検針日及び計量)

第11条 検針日は原則毎月月末とする。ただし、それに依りがたい場合は一般ガス導管事業者が定める日とする。また、末日が休日にあたる場合には、原則として、当該末日からその直前の休日でない日までの間に繰り上げて検針する。この場合には、末日に検針したものとみなす。

(年間契約ガス量の変更)

第12条 発注者の年間契約ガス量は、発注者と受注者の協議により年度毎に見直しができるものとする。また、それによりガス単価の変更ができるものとする。

(精算額)

第13条 各種精算額については受注者の供給条件等による。

(契約の変更等)

第14条 この契約に変更が必要な場合は供給条件等を基に変更を行うものとする。

2 前項により契約を変更した場合で、精算額の支払いが必要な場合、発注者と受注者は協議の上、精算額を請求することができる。

(料金の算定)

第15条 料金の算定は、1月（毎月1日から当該月末日までの期間をいう。）のガス使用

量により行う。

(支払方法)

第16条 受注者は、検針後速やかに前月分のガス料金の支払を請求するものとし、発注者は、当該請求に係る請求書が適法であると認めたときは、検針日の翌日から起算して30日以内にそのガス料金を支払うものとする。

2 受注者は、発注者が前項に規定する期日までに支払を完了することができるよう、その月の検針日の翌日から原則として8日以内に前項の規定による請求を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、契約期間中にこの契約を履行しないとき。
- (2) 発注者がこの契約について不正の事実を知ったとき。
- (3) 受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除されたときは、発注者にその損失の補償を請求することはできない。

3 受注者は、第1項の規定により契約が解除された場合においては、総契約金額（契約金額に発注予定量を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の10分の1に相当する額（契約の一部の履行があったときは、総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の10分の1に相当する額）を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、違約金を上回る損害が発注者にあるときは、受注者は、その損害額を発注者に賠償しなければならない。

4 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によって受注者がこの契約に基づく債務を履行できないときは、この契約を解除することができる。

5 第3項に該当する場合がこの契約上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第3項の規定は適用しない。

(損害賠償)

第18条 受注者は、前条第3項後段に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を発注者に賠償しなければならない。ただし、第2号の規定に該当する場合において受注者が発注者に賠償する額は、受注者が当該第三者に対して停電により通常負うこととなる損害賠償義務の範囲に限るものとする。

(1) 天災その他受注者の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により受注者が発注者に損害を与えたとき。

(2) 受注者の責めに帰すべき理由により生じた停電により第三者が損害を被った場合において、発注者が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第19条 発注者が第17条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者が履行した部分に相当する金額をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第20条 第17条第1項に定めるもののほか、発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第77条の規定により抗告訴訟が提起されたときを除く。

(2) 公正取引委員会が、この契約に係る入札に関して、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。ただし、独占禁止法第77条の規定により抗告訴訟が提起されたときを除く。

(3) 受注者が独占禁止法第77条の規定により抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定したとき。

2 受注者は、前項の規定により発注者が契約を解除したときは、総契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(賠償額の予定等)

第21条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除

するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、同項第1号から第3号までに規定する抗告訴訟に係る行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、総契約金額の10分の2に相当する額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者が前2項に規定する額を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第22条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約期間中であっても、この契約を締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算の減額又は削減があった場合は、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を変更し、又は解除したことにより、受注者に損害が生じたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（定めのない事項等）

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈若しくはこの契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市
高砂市病院事業管理者 院長 渡部 宜久 ㊞

(受注者)

㊞

(別紙)

発注者と受注者は、発注者と受注者との間で締結する都市ガスの需給に係る契約について次のとおりであることを確認する。

(契約量)

第1条 年間契約ガス量は次のとおりとする。

契約ガスの種類 都市ガス 13A

供給熱量	45 MJ/m ³ N
契約最大ガス使用量	190 m ³ /hr
契約最大需要期使用量	179,000 m ³
契約年間使用量	468,000 m ³
契約年間引取量	327,600 m ³

(料金算定方法)

第2条 毎月の料金は供給条件等に基づき算定する。ただし、定めのない場合は下記のとおりとする。

$$\text{料金} = (\text{単価調整} \times \text{検針により計量した使用量} + \text{託送費} + \text{諸経費}) \times (1 + \text{消費税率})$$

単価調整とは、入札時に算出される原料費と、請求時に算出された原料費との差額を、入札時の単価に増減した単価。